

株 主 各 位

福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1  
**株式会社 幸楽苑ホールディングス**  
代表取締役社長 新井田 傳

## 第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月19日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号  
郡山ビューホテルアネックス 4階  
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 株主総会の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第48期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第48期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件  
決 議 事 項
  - 第1号議案 取締役7名選任の件
  - 第2号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続  
の件
4. 招集にあたっての決定事項
  - (1) 議決権行使書のご返送は、平成30年6月18日午後5時までに到着するように  
ご投函下さい。
  - (2) 議決権行使書により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを  
株主様の意思表示として会社は取扱います。

以 上

※本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://hd.kourakuen.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業業績の改善が一段と進み、景気は着実に回復基調を強めてきました。また、失業率の低下等により雇用環境は改善する一方、賃金の伸びが低水準な状況下で、社会保障制度などに対する将来不安も根強く、消費の先行きに不透明感が増してきております。

外食産業におきましては、少子高齢化や働き方改革をはじめとした社会構造の変化や消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、業種・業態を超えた顧客・人材確保競争の激化に加え、消費者の節約志向の影響から、厳しい経営環境が続いております。

このような当社グループを取り巻く環境と中長期的な経営戦略を踏まえ、長期的かつ安定的な企業価値の向上を図ることを企業目的とし、『原点回帰と改革断行』を会社方針として掲げ、食の安全・安心の実現と新規出店を継続するとともに、「価格」より「価値」を重視した商品政策を推し進めてまいりましたが、食の安全・安心に関する問題の影響や天候不順等により、厳しい状況で推移いたしました。また、グループ 1,000 店舗体制の実現と効率的な経営体制の確立に向け、株式会社ペッパーフードサービスとの間でフランチャイズ契約を締結し、新たな業態の展開へ着手いたしました。更に、経営資源の効率化及び収益性の向上を図るべく、今後の長期的な成長が見込めない店舗の閉鎖並びに京都工場の譲渡、セール・アンド・リースバックによる資産の活用、連結子会社との合併(簡易合併・略式合併)を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高38,576百万円(前連結会計年度比2.0%増)となりましたが、原材料価格の上昇及び販管費の増加により営業損失72百万円(前連結会計年度営業利益147百万円)、経常損失114百万円(同経常利益330百万円)となりました。さらに店舗資産等の将来の回収可能性を検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損損失2,838百万円を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純損失3,225百万円(同親会社株主に帰属する当期純利益154百万円)となりました。なお、当連結会計年度末のグループ店舗数は538店舗(前連結会計年度末比8店舗減)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであり、金額については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んで表示しております。

#### ① ラーメン事業

ラーメン事業においては、「価値」を重視し、地域特性を活かした商品政策を押し進めてまいりました。地域限定商品「味噌野菜らーめん」等を順次導入するとともに、商品イメージに沿った店舗外観・内装のリニューアルを84店舗で実施いたしました（当連結会計年度末284店舗、既存店売上高前期比99.7%）。また、「ふかひれ姿煮らーめん」等の期間限定商品や地域限定商品の「ゆず塩野菜らーめん」、減塩メニューを新たに加え、客数の改善に努めてまいりました。

店舗展開につきましては、ドミナントエリアの強化と利益率改善を目的としたコンパクト型ロードサイド店舗12店舗を含め「幸楽苑」35店舗（ロードサイド18店舗、ショッピングセンター内フードコート16店舗、病院内1店舗）を出店するとともに、スクラップ・アンド・ビルド2店舗、スクラップ49店舗（ステーキ業態へ3店舗転換）を実施いたしました。なお、店舗数は、直営店513店舗（前連結会計年度末比13店舗減）となりました。

この結果、売上高は37,537百万円（前連結会計年度比1.7%増）となりましたが、食の安全・安心に係る製造コストの増加、人件費やエネルギーコストの増加等により営業利益は1,300百万円（同33.7%減）となりました。

#### ② その他の事業

その他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ展開）、その他外食事業（和洋食業態の店舗展開）、損害保険及び生命保険の代理店業務、広告代理店業務を行っております。

フランチャイズ事業につきましては、海外に1店舗出店し店舗数は19店舗（国内16店舗、海外3店舗）となり、その他外食事業につきましては、ステーキ業態の新規出店を1店舗、ラーメン・和食業態からステーキ業態への転換を5店舗で実施し、「いきなり！ステーキ」直営店6店舗となりました。

この結果、その他の事業の売上高は1,516百万円（前連結会計年度比9.0%減）となり、営業利益は144百万円（同42.1%減）となりました。

なお、平成29年11月10日開催の当社取締役会決議に基づき、平成30年3月1日を効力発生日として、広告代理店業務を行ってまいりました当社の完全子会社である株式会社スクリーンとの吸収合併を実施いたしました。

事業セグメント別売上高は、次のとおりであります。なお、セグメント間の取引については、相殺消去して表示しております。

	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	前期比
ラーメン事業	百万円 36,908	% 97.6	百万円 37,537	% 97.3	百万円 629	% 1.7
その他の事業	895	2.4	1,038	2.7	143	16.0
合計	37,803	100.0	38,576	100.0	773	2.0

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資額の総額は、2,348百万円であります。その主なものは、次のとおりであります。

①ラーメン事業	1,990百万円・新規出店	1,430百万円
	・工場設備	112百万円
	・既存店改装等	447百万円
②その他の事業	309百万円・新規出店	67百万円
	・既存店改装等	242百万円
全社（共通）	48百万円・工具器具備品等	48百万円

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、店舗の新規出店資金等に充当するため、金融機関より長期借入にて2,000百万円を調達いたしました。また、短期借入を返済するため、金融機関より長期借入にて2,300百万円を調達いたしました。

なお、当連結会計年度末において、当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約の財務制限条項に抵触することとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しましたが、アレンジャー行から全面支援をいただき全貸付人より期限の利益喪失請求を行わないことにつき同意を得ていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

平成29年11月10日開催の当社取締役会決議に基づき、平成30年3月1日を効力発生日として、広告代理店業務を行っておりました当社の完全子会社である株式会社スクリーンとの吸収合併を実施いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境と中長期的な経営戦略を踏まえ、食の安全・安心を最優先課題として、お客様からの信頼回復に努めてまいります。さらに、ステークホルダーの皆様からの信頼回復と長期的かつ安定的な企業価値の向上を図ることを企業目的として、経営管理体制の抜本的な見直し、既存店の活性化（品質改革）、店舗運営体制の見直し、新たな業態開発を推進してまいります。

なお、平成31年3月期の連結業績見通しにつきましては、売上高38,446百万円、営業利益629百万円、経常利益585百万円、親会社株主に帰属する当期純利益269百万円を見込んでおります

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期 平成27年 3 月期	第 46 期 平成28年 3 月期	第 47 期 平成29年 3 月期	第 48 期 (当連結会計年度) 平成30年 3 月期
売 上 高 (百万円)	37,679	38,206	37,803	38,576
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	912	858	330	△114
親会社株主に 帰属する当期 純利益又は 親会社株主に 帰属する当期 純損失(△) (百万円)	261	133	154	△3,225
1株当たり当期 純利益又は 1株当たり当期 純損失(△) (円)	16.19	8.12	9.91	△217.64
総 資 産 (百万円)	25,013	23,608	23,886	18,044
純 資 産 (百万円)	9,561	9,499	7,185	3,806

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 幸 楽 苑	百万円 10	% 100.0	飲食店の運営(国内直営 事業)
株式会社 デン・ホケン	30	100.0	損害保険代理店業等

(注) 株式会社スクリーンは、平成30年3月1日付で、解散いたしました。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

### (11) 主要な事業内容

当社グループは、株式会社幸楽苑ホールディングス（当社）及び子会社2社で構成されており、ラーメン店及びステーキ店のチェーン展開による外食事業を主要内容として、事業を展開しております。

事業内容と事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容	会社名
ラーメン事業	ラーメン、餃子等の製造・直販	株式会社幸楽苑ホールディングス（当社） 株式会社幸楽苑
その他の事業	フランチャイズ加盟店の募集、フランチャイズ加盟店への麺・スープ等の食材並びに消耗品等の販売、経営指導業務、店舗内装の設計・施工管理、建築の施工管理、建築の設計及び監理業務、厨房機器の販売等	株式会社幸楽苑ホールディングス（当社）
	洋・和食等の販売	株式会社幸楽苑
	損害保険及び生命保険の代理店業務	株式会社デン・ホケン
	広告代理店業務、広告用印刷物の制作・販売、テレビコマーシャル等の制作・販売、イベントの企画・運営業務等	株式会社幸楽苑ホールディングス（当社）

### (12) 主要な営業所及び工場

- ① 当社本社 福島県郡山市
- ② 店舗 グループ 538店舗 : 国内（全国29都道府県） 535店舗  
: 海外（タイ王国） 3店舗
- ③ 生産拠点 郡山工場：福島県郡山市  
小田原工場：神奈川県小田原市

### (13) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
ラーメン事業	976（ 3,909 ）
その他の事業	32（ 32 ）
全社（共通）	77（ 5 ）
合計	1,085（ 3,946 ）

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
2. 従業員数欄の（ ）外数は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日7時間45分換算）であります。  
3. 従業員数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。  
4. 従業員数が前連結会計年度末に比し、20名減少しております。

#### (14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,786 百万円
株 式 会 社 東 邦 銀 行	1,340
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	406
株 式 会 社 大 東 銀 行	303
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	223

#### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,092,850株（自己株式1,681,991株を除く。）
- (3) 株主数 21,628名（前期末比1,019名増）
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ニ イ ダ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	2,468,098 株	16.3 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	668,200	4.4
日 東 富 士 製 粉 株 式 会 社	445,830	2.9
株 式 会 社 東 邦 銀 行	401,360	2.6
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	337,000	2.2
幸 楽 苑 従 業 員 持 株 会	304,397	2.0
株 式 会 社 大 東 銀 行	266,825	1.7
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	249,900	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	238,900	1.5
サ ッ ポ ロ ビ ー ル 株 式 会 社	180,000	1.1

(注) 持株比率については、自己株式(1,681,991株)を控除して算出しております。

#### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 当社役員が保有する新株予約権の状況

定 時 株 主 総 会 決 議 の 日	平成28年 6月17日
発 行 決 議 の 日	平成28年 8月 9日
保 有 人 数 及 び 新 株 予 約 権 の 個 数 当社取締役 (社外取締役を除く)	7名 828個 (新株予約権 1個につき100株)
当 社 社 外 取 締 役 役 当 社 監 査 役	— — — —
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	82,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,602円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	自 平成28年10月 1日 至 平成31年 9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行単価 1,659円 資本組入額 830円
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または、監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。</p> <p>②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。</p> <p>③新株予約権の割当個数の全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。</p> <p>④新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>⑤その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新 株 予 約 権 の 取 得 事 由 及 び 条 件	<p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合 (株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合)、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>②新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>③上記①及び②の場合における手続きは、当社が定めるものとする。</p>
新 株 予 約 権 の 譲 渡 制 限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
新井田 傳	代表取締役社長		株式会社幸楽苑 代表取締役会長 株式会社デン・ホケン 代表取締役会長 株式会社エフエム福島 代表取締役会長 花春酒造株式会社 代表取締役社長 株式会社ニイダホールディングス 代表取締役社長
新井田 昇	代表取締役副社長	海外事業室長	株式会社幸楽苑 代表取締役社長
武田 典久	専務取締役	危機管理室長	
武田 光秀	専務取締役	商品本部長	
佐藤 光之	専務取締役	経営管理本部長兼経営企画部長	
久保田 祐一	常務取締役	財務経理部長	
渡辺 秀夫	取締役	内部監査室長	
室井 一訓	取締役	I R 担当部長	
鈴木 庸夫	社外取締役		
松本 廣文	常勤監査役		
前田 昭	社外監査役		
星野 昌洋	社外監査役		
石田 宏寿	社外監査役		

- (注) 1. 取締役鈴木庸夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役前田昭氏、星野昌洋氏及び石田宏寿氏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役鈴木庸夫氏及び監査役前田昭氏、星野昌洋氏、石田宏寿氏の4氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役鈴木庸夫氏は、企業の経営者として長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役前田昭氏及び星野昌洋氏の両氏は、企業の経営者として長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役石田宏寿氏は、長年教育・宗教に従事されると共に、その後も学校や病院の経営に携わられ、豊富な経験及び幅広い見識と倫理観を有するものであります。
7. 平成30年4月1日付で、以下のとおり一部取締役の地位及び担当が変更となりました。

氏名	変更前		変更後	
	地位	担当	地位	担当
新井田 昇	代表取締役副社長	海外事業室長	代表取締役副社長	
武田 典久	専務取締役	危機管理室長	専務取締役	
武田 光秀	専務取締役	商品本部長	専務取締役	
佐藤 光之	専務取締役	経営管理本部長兼経営企画部長	専務取締役	経営企画部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	(うち社外役員分)	
取 締 役	9名	173,220千円	1名	3,840千円
監 査 役	4名	20,280千円	3名	11,520千円
合 計	13名	193,500千円	4名	15,360千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額216,000千円であります(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。  
(平成19年6月15日開催の第37期定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額30,000千円であります。  
(平成19年6月15日開催の第37期定時株主総会決議)
4. 当事業年度末日現在の人員は取締役9名、監査役4名であります。

## (3) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動内容

氏 名	地 位	活 動 の 内 容
鈴木庸夫	社外取締役	当事業年度開催の取締役会については13回開催中12回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。また、営業現場の店長等が出席する会議にも出席し、必要な発言を適宜行っております。
前田昭	社外監査役	当事業年度開催の取締役会については13回開催中13回出席し、監査役会については13回開催中13回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。また、営業現場の店長等が出席する会議にも出席し、必要な発言を適宜行っております。
星野昌洋	社外監査役	当事業年度開催の取締役会については13回開催中13回出席し、監査役会については13回開催中13回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。また、営業現場の店長等が出席する会議にも出席し、必要な発言を適宜行っております。
石田宏寿	社外監査役	当事業年度開催の取締役会については13回開催中12回出席し、監査役会については13回開催中12回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。また、営業現場の店長等が出席する会議にも出席し、必要な発言を適宜行っております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

氏 名	地 位	内 容 の 概 要
鈴木庸夫	社外取締役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
松本廣文	常勤監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
前田昭	社外監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
星野昌洋	社外監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
石田宏寿	社外監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。

- ⑤ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

34百万円

- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況等を確認したうえで、報酬見積りの算出根拠等が適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任の旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

#### (5) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者の当該処分に係る事項

該当事項はありません。

#### (6) 過去2年間に業務停止の処分を受けた者に関する事項

該当事項はありません。

#### (7) 当該事業年度中の辞任または解任についての状況

該当事項はありません。

### 6. 会社の体制及び方針

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

##### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び従業員に伝えることにより、法令等を遵守（以下、「コンプライアンス」という。）し、公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。

ロ 当社及び子会社の事業活動または取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに通報窓口である外部顧問弁護士に報告・通報する体制を確立する。この体制には、従業員が直接法令違反の疑義がある行為等を匿名で通報できることを保障するコンプライアンス・ホットラインも含まれる。

ハ 上記ロの内部通報があった場合、人事総務部内に設置した内部通報事務局は、内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発と重要性の高い問題については、組織人事委員会に付議し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。

ニ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。

ホ 内部監査の結果、コンプライアンスの状況等につき、取締役会に定期的に報告する。

- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。
  - ロ 当社の取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、文書管理規程により、速やかに、これらの文書等を閲覧できるものとする。
  - ハ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当社の取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、文書管理規程により、速やかに、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程に基づき、全社的なリスク管理体制を整備する。
  - ロ リスク管理規程により、リスクカテゴリー毎の具体的な対応策及び予防措置の検討を行う。
  - ハ 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
  - ニ 内部監査室は、当社及び子会社各部署の日常的なリスク管理の状況を監査する。
  - ホ 内部監査の結果、リスク管理の状況等につき、当社の取締役会に定期的に報告する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社の取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する職務権限規程において、担当役員決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、社長決裁事項に関しては、定期的に開催している常務会（取締役及び執行役員で構成）にて審議の上、執行決定を行う。
- また、子会社の取締役会においても、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて開催するものとする。さらに、当社及び子会社の役員で構成される関係会社連絡会を開催し、業績及び各部門の業務進捗管理並びに業務執行状況について検討を行い、適切な対応を実施する。

- ロ 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、業務分掌規程において当社及び子会社各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- イ グループ各社全体の内部統制を担当する部署を経営企画部とし、他の内部統制主管部及びグループ各社の業務を所管する事業部と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
  - ロ 経営企画部は、グループ各社の業務を所管する事業部と連携して、グループ各社における内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。
  - ハ 内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
  - ニ 経営企画部は、グループ各社の内部統制の状況について、年1回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
  - ロ 監査役より監査役の職務を補助することの要請を受けた内部監査室の室長及び室員は、その要請に関して、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従い、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社及び子会社の取締役及び従業員は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。
  - ロ 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の監査役会への迅速な報告体制を確保するものとする。
  - ハ 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項  
監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。
- ⑨ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制整備
- イ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社及び子会社は、反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない。
- ロ 反社会的勢力排除に向けた整備状況  
反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応統括部署はカスタマーサポート室とし、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携し、組織的に対応する。また、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うものとする。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

- イ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を開催するとともに、常勤の取締役・監査役及び執行役員を構成員とする常務会を毎週開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビューを行っております。また、常務会においては、コンプライアンスやリスク管理に関する事項についても、必要に応じて随時協議しております。
- ロ 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社取締役は当社子会社の取締役を兼務し、毎月1回開催される関係会社連絡会に出席し、月次業績や重要事項の審議について確認し、当社取締役会にて適切に報告しております。
- ハ 監査を支える体制については、監査役を補助するスタッフ1名を監査役の要請に基づき選任しております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との会合を定期的に実施するとともに、常勤監査役は、常務会等の重要な会議に出席しております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは、平成27年5月8日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上の観点から、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」という。）の継続について決議し、平成27年6月18日開催の当社第45期定時株主総会における承認を得て継続しております。

### ① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

## ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、中期経営計画の達成に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。この中期経営計画の骨子は、次のとおりであります。

- イ 1,000店舗体制に向けた出店強化
- ロ 既存店活性化対策  
(既存店売上高前年比98~100%の維持)
- ハ 商品開発力の強化とコア商品のブラッシュアップ
- ニ マーチャンダイジングシステムの再構築
- ホ 大量出店に対応した人材確保と教育システムの強化
- ヘ 財務体質の強化
- ト コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、投下資本利益率（ROI）20%以上、自己資本利益率（ROE）10%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

## ③ 本対応策の概要

### イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。）とします。

### ロ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

- ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合  
大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。  
ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。
  - ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合  
当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」という。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。
- ④ 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続
- イ 独立委員会の設置  
当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。
  - ロ 対抗措置発動の手続  
対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。
  - ハ 対抗措置発動の停止等について  
対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。
- ⑤ 本対応策の有効期間  
本対応策の有効期間は、平成30年6月に開催予定の定時株主総会終結時までであります。
- ⑥ 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由
- イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること  
当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解しているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか等を検討することで当社の支

配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続または廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する配当方針を重要政策のひとつと考えており、会社の競争力を維持・強化して、株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針であります。内部留保による資金は、新規店舗出店に充当することを予定しており、将来的には収益性の向上を図り利益還元を行う予定であります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等を決定する機関は、会社法第459条の規定に基づき取締役会であります。

また、当事業年度の剰余金の配当については、上記方針に基づき平成29年12月1日に中間配当として1株当たり5円を実施しておりますが、期末配当につきましては、当事業年度の業績を勘案し、誠に遺憾ではございますが、剰余金の配当を無配とさせていただくことといたしました。

---

(注) 本事業報告の記載金額及び持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
<b>I 流動資産</b>			<b>I 流動負債</b>		
1 現金及び預金		1,878,548	1 買掛金		1,323,033
2 売掛金		362,147	2 一年内返済長期借入金		1,403,293
3 たな卸資産		292,000	3 リース債務		599,753
4 繰延税金資産		242,165	4 未払金		806,873
5 その他		683,695	5 未払費用		2,197,296
流動資産合計		3,458,557	6 未払法人税等		66,616
<b>II 固定資産</b>			7 未払消費税等		408,998
<b>1 有形固定資産</b>			8 店舗閉鎖損失引当金		141,394
(1) 建物及び構築物	12,234,788		9 その他		232,533
減価償却累計額	△7,492,218	4,742,569	流動負債合計		7,179,792
(2) 機械装置及び運搬具	784,721		<b>II 固定負債</b>		
減価償却累計額	△599,896	184,825	1 長期借入金		3,253,333
(3) 土地		1,771,327	2 リース債務		1,753,879
(4) リース資産	7,589,232		3 退職給付に係る負債		136,543
減価償却累計額	△4,559,302	3,029,929	4 資産除去債務		812,309
(5) 建設仮勘定		29,878	5 その他		1,101,965
(6) その他	262,751		固定負債合計		7,058,031
減価償却累計額	△226,753	35,998	負債合計		14,237,824
有形固定資産合計		9,794,529	(純資産の部)		
<b>2 無形固定資産</b>			<b>I 株主資本</b>		
(1) 借地権		97,253	1 資本金		2,988,273
(2) その他		28,652	2 資本剰余金		2,995,723
無形固定資産合計		125,906	3 利益剰余金		409,534
<b>3 投資その他の資産</b>			4 自己株式		△2,568,155
(1) 投資有価証券		225,316	株主資本合計		3,825,375
(2) 敷金及び保証金		2,180,235	<b>II その他の包括利益累計額</b>		
(3) 繰延税金資産		705,693	1 その他有価証券評価差額金		944
(4) その他		1,555,581	2 為替換算調整勘定		69,916
貸倒引当金		△1,325	3 退職給付に係る調整累計額		△117,113
投資その他の資産合計		4,665,502	その他の包括利益累計額合計		△46,252
固定資産合計		14,585,937	<b>III 新株予約権</b>		27,548
			<b>IV 非支配株主持分</b>		—
資 産 合 計		18,044,495	純資産合計		3,806,671
			負債及び純資産合計		18,044,495

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 売 上 高	38,576,924
II 売 上 原 価	10,702,765
売 上 総 利 益	27,874,159
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	27,946,274
営 業 損 失	72,115
IV 営 業 外 収 益	
1 受 取 利 息	13,527
2 受 取 配 当 金	3,940
3 固 定 資 産 賃 貸 料	426,362
4 そ の 他	105,411
V 営 業 外 費 用	
1 支 払 利 息	82,648
2 固 定 資 産 賃 貸 費 用	409,630
3 そ の 他	99,681
経 常 損 失	114,833
VI 特 別 利 益	
1 固 定 資 産 売 却 益	513,560
2 そ の 他	25,938
VII 特 別 損 失	
1 固 定 資 産 売 却 損	332,622
2 固 定 資 産 廃 棄 損	14,389
3 減 損 損 失	2,838,338
4 そ の 他	259,680
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	3,020,364
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75,136
法 人 税 等 調 整 額	129,812
当 期 純 損 失	3,225,313
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	3,225,313

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,988,273	2,984,703	3,857,014	△2,616,256	7,213,734
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△222,166		△222,166
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△3,225,313		△3,225,313
自 己 株 式 の 取 得				△465	△465
自 己 株 式 の 処 分		11,020		48,565	59,585
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	11,020	△3,447,479	48,100	△3,388,359
当 期 末 残 高	2,988,273	2,995,723	409,534	△2,568,155	3,825,375

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	600	68,815	△ 128,291	△ 58,874	
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	343	1,100	11,178	12,622	
当 期 変 動 額 合 計	343	1,100	11,178	12,622	
当 期 末 残 高	944	69,916	△117,113	△46,252	

(単位：千円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	30,552	—	7,185,412
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△222,166
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△3,225,313
自 己 株 式 の 取 得			△465
自 己 株 式 の 処 分			59,585
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△3,003	—	9,618
当 期 変 動 額 合 計	△3,003	—	△3,378,740
当 期 末 残 高	27,548	—	3,806,671

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

株式会社幸楽苑

株式会社デン・ホケン

株式会社スクリーン（注）

KOURAKUEN (THAILAND) CO., LTD.

（注）平成29年11月10日開催の取締役会に基づき、平成30年3月1日を効力発生日として、広告代理店業務を行ってございました当社の完全子会社である株式会社スクリーンとの吸収合併を実施いたしました。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、KOURAKUEN (THAILAND) CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により処理しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

月別移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

工場（製造・物流部門）の資産は定額法、工場（製造・物流部門）以外の資産は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～38年

機械装置及び運搬具 4～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

当連結会計年度中に閉店を決定した店舗の閉店により、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額を費用処理することとしております。

⑤ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各連結会計年度へ配分する方法によっております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(5) 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「協賛金収入」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「営業外収益」の「その他」に含まれる「協賛金収入」は34,120千円であります。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券評価損戻入益」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「特別利益」の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損戻入益」は12,734千円であります。

## 2. 連結貸借対照表関係

(1) たな卸資産の内訳	商品及び製品	148,739千円
	仕掛	16,702千円
	原材料及び貯蔵品	126,558千円
(2) 担保に供している資産	建物	38,446千円
	土地	518,225千円
	計	556,671千円

上記の資産は、長期借入金703,293千円（一年内返済長期借入金539,961千円を含む）の担保に供しております。

## 3. 連結株主資本等変動計算書関係

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 16,774,841株
- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- ① 平成29年4月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- |          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 148,092千円  |
| 1株当たり配当額 | 10円        |
| 基準日      | 平成29年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成29年6月22日 |
- (注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。
- ② 平成29年11月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- |          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 74,074千円   |
| 1株当たり配当額 | 5円         |
| 基準日      | 平成29年9月30日 |
| 効力発生日    | 平成29年12月1日 |
- (注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）によって設定される信託に対する配当金1,249千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 483,300株

#### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の用途は、設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,878,548	1,878,548	—
② 売掛金	362,147	362,147	—
③ 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	138,416	138,416	—
④ 敷金及び保証金	2,180,235	2,186,838	6,603
資 産 計	4,559,348	4,565,951	6,603
⑤ 買掛金	1,323,033	1,323,033	—
⑥ 未払金	806,873	806,873	—
⑦ 長期借入金	4,656,626	4,659,269	2,642
⑧ リース債務	2,353,633	2,437,624	83,991
負 債 計	9,140,167	9,226,801	86,634

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、並びに ② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託は公表された基準価格によっております。

④ 敷金及び保証金

これらは、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。また、保証金に含まれるゴルフ会員権は業者間の取引相場表等による価額を時価としております。

⑤ 買掛金、並びに ⑥ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額86,900千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

#### 5. 1株当たり情報関係

- (1) 1株当たり純資産額 254円57銭  
(2) 1株当たり当期純損失 217円64銭

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
1 現金及び預金	900,756	1 買掛金	1,225,041
2 売掛金	466,450	2 一年内返済長期借入金	1,403,293
3 たな卸資産	160,969	3 リース債務	118,059
4 前払費用	404,264	4 未払金	570,912
5 繰延税金資産	229,605	5 未払費用	1,194,598
6 その他	1,025,644	6 未払法人税等	15,278
<b>流動資産合計</b>	<b>3,187,690</b>	7 未払消費税等	53,435
<b>II 固定資産</b>		8 預り金	24,185
1 有形固定資産		9 前受収益	50,680
(1) 建物	5,526,049	10 店舗閉鎖損失引当金	141,394
(2) 構築物	577,062	11 資産除去債務	21,977
(3) 機械及び装置	107,111	12 その他	91,833
(4) 車両運搬具	6,183	<b>流動負債合計</b>	<b>4,910,691</b>
(5) 工具器具及び備品	6,225	<b>II 固定負債</b>	
(6) 土地	1,771,327	1 長期借入金	3,253,333
(7) リース資産	2,210,568	2 リース債務	663,574
(8) 建設仮勘定	5,146	3 長期リース資産減損勘定	144,342
<b>有形固定資産合計</b>	<b>10,209,676</b>	4 資産除去債務	812,309
2 無形固定資産		5 その他	822,322
(1) 借地権	111,039	<b>固定負債合計</b>	<b>5,695,883</b>
(2) その他	8,952	<b>負債合計</b>	<b>10,606,574</b>
<b>無形固定資産合計</b>	<b>119,992</b>	(純資産の部)	
3 投資その他の資産		<b>I 株主資本</b>	
(1) 投資有価証券	225,316	1 資本金	2,988,273
(2) 関係会社株式	30,000	2 資本剰余金	
(3) 出資金	22	(1) 資本準備金	2,934,681
(4) 長期貸付金	938	(2) その他資本剰余金	61,042
(5) 前払年金費用	30,575	<b>資本剰余金合計</b>	<b>2,995,723</b>
(6) 敷金及び保証金	2,177,475	3 利益剰余金	
(7) 繰延税金資産	326,785	(1) 利益準備金	62,800
(8) その他	1,480,294	(2) その他利益剰余金	
貸倒引当金	△1,325	別途積立金	2,930,070
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>4,270,083</b>	繰越利益剰余金	743,664
<b>固定資産合計</b>	<b>14,599,751</b>	<b>利益剰余金合計</b>	<b>3,736,534</b>
		4 自己株式	△2,568,155
		<b>株主資本合計</b>	<b>7,152,375</b>
		<b>II 評価・換算差額等</b>	
		その他有価証券評価差額金	944
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>944</b>
		<b>III 新株予約権</b>	<b>27,548</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>7,180,868</b>
<b>資産合計</b>	<b>17,787,442</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>17,787,442</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 売 上 高	13,989,720
II 売 上 原 価	11,236,723
売 上 総 利 益	2,752,997
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,668,629
営 業 利 益	84,368
IV 営 業 外 収 益	
1 受 取 利 息	13,453
2 受 取 配 当 金	67,940
3 固 定 資 産 賃 貸 料	427,648
4 そ の 他	99,452
計	608,495
V 営 業 外 費 用	
1 支 払 利 息	61,144
2 固 定 資 産 賃 貸 費 用	419,125
3 そ の 他	49,662
計	529,933
経 常 利 益	162,930
VI 特 別 利 益	
1 固 定 資 産 売 却 益	513,560
2 そ の 他	69,319
計	582,880
VII 特 別 損 失	
1 固 定 資 産 売 却 損	332,622
2 固 定 資 産 廃 棄 損	13,537
3 減 損 損 失	598,569
4 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	141,394
5 そ の 他	116,569
計	1,202,693
税 引 前 当 期 純 損 失	456,883
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,190
法 人 税 等 調 整 額	118,844
計	129,034
当 期 純 損 失	585,917

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,988,273	2,934,681	50,022	2,984,703
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			11,020	11,020
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	11,020	11,020
当 期 末 残 高	2,988,273	2,934,681	61,042	2,995,723

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	62,800	2,930,070	1,551,749	4,544,619	△2,616,256	7,901,339
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△222,166	△222,166		△222,166
当 期 純 損 失			△585,917	△585,917		△585,917
自 己 株 式 の 取 得					△465	△465
自 己 株 式 の 処 分					48,565	59,585
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△808,084	△808,084	48,100	△748,963
当 期 末 残 高	62,800	2,930,070	743,664	3,736,534	△2,568,155	7,152,375

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	600	600	30,552	7,932,492
当期変動額				
剰余金の配当				△222,166
当期純損失				△585,917
自己株式の取得				△465
自己株式の処分				59,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	343	343	△3,003	△2,660
当期変動額合計	343	343	△3,003	△751,624
当期末残高	944	944	27,548	7,180,868

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                      |  |
|----------------------|--|
| ① 子会社株式              | 移動平均法による原価法  |
| ② その他有価証券<br>時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により処理しております。） |
| 時価のないもの              | 移動平均法による原価法  |

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

工場（製造・物流部門）の資産は定額法、工場（製造・物流部門）以外の資産は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	7～38年				
構	築	物	7～20年			
機	械	及	び	装	置	4～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

##### ③ 長期前払費用

均等償却しております。

##### ④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 店舗閉鎖損失引当金

当事業年度中に閉店を決定した店舗の閉店により、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
 なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、「投資その他の資産」の「前払年金費用」に30,575千円を計上しております。  
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理することとしております。  
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額を費用処理することとしております。

(5) ファイナンス・リース取引に係る

収益の計上基準  
 売上高を計上せず利息相当額を各事業年度へ配分する方法によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本

邦通貨への換算の基準  
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(8) 表示方法の変更

(損益計算書関係)  
 前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「協賛金収入」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。  
 なお、当事業年度の「営業外収益」の「その他」に含まれる「協賛金収入」は34,120千円であります。  
 前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。  
 なお、当事業年度の「営業外費用」の「その他」に含まれる「為替差損」は3,122千円であります。  
 前事業年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券評価損戻入益」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。  
 なお、当事業年度の「特別利益」の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損戻入益」は12,734千円であります。  
 前事業年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。  
 なお、当事業年度の「特別損失」の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は25,622千円であります。

2. 貸借対照表関係

(1) たな卸資産の内訳

商 品 及 び 製 品	106,964千円
仕 掛 品	16,702千円
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	37,302千円
短 期 金 銭 債 権	1,292,039千円
短 期 金 銭 債 務	一千円
建 物	38,446千円
土 地	518,225千円
計	556,671千円

上記の資産は、長期借入金703,293千円（一年内返済長期借入金539,961千円を含む）の担保に供しております。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額

11,210,260千円

3. 損益計算書関係		
関係会社との取引高	営業取引による取引高	13,367,473千円
	営業取引以外の取引高	132,011千円

4. 株主資本等変動計算書関係		
当事業年度の末日における自己株式の数		
普通株式		1,929,891株

#### 5. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与損金算入限度超過額	155,401千円
未払事業税否認	2,021
未払役員退職慰労金	83,845
未払賞与社会保険料否認	23,026
一括償却資産損金算入超過額	296
減損損失累計額	296,728
投資有価証券評価減否認	10,175
資産除去債務	249,635
その他	185,906

繰延税金資産小計	1,007,038
----------	-----------

評価性引当額	△370,729
--------	----------

繰延税金資産合計	636,308
----------	---------

(繰延税金負債)

前払年金費用	△9,148
資産除去債務に対応する除去費用	△70,365
その他有価証券評価差額金	△403

繰延税金負債合計	△79,917
----------	---------

繰延税金資産（負債）純額	556,391
--------------	---------

#### 6. リースにより使用する固定資産関係

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、製造設備、電子計算機及び店舗用機器等の一部を、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 関連当事者との取引関係

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結 子会社	㈱幸楽苑	福島県 郡山市	10,000	飲食店の運 営(国内直 営事業)	(所有) 直接 100.0	食材等の販 売等 役員の兼任	食材等の販売(注2) ロイヤリティ(注3) 経営指導料(注4)	11,909,669 780,378 621,936	売掛金 未収入金 立替金	439,865 479,380 372,695

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 販売価格については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
- (注3) 受取ロイヤリティについては、当社の基準に準拠し、決定しております。
- (注4) 経営指導料は業務内容を勘案して決定しております。

## 8. 1株当たり情報関係

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 481円86銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 39円53銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社 幸楽苑ホールディングス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 口 清 治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 倉 克 俊 ㊞

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、株式会社幸楽苑ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社幸楽苑ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社 幸楽苑ホールディングス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 口 清 治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 倉 克 俊 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社幸楽苑ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容  
(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。  
(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。  
① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。  
② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。  
④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果  
(1) 事業報告等の監査結果  
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。  
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。  
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。  
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。  
(3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

株式会社 幸楽苑ホールディングス 監査役会  
常勤監査役 松本 廣 文 ㊞  
社外監査役 前田 昭 ㊞  
社外監査役 星野 昌 洋 ㊞  
社外監査役 石田 宏 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### <議案及び参考事項>

#### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	に い だ つたえ 新 井 田 傳 (昭和19年5月10日生)	<p>昭和41年4月 味よし食堂（現当社）入店 昭和45年11月 当社設立、代表取締役専務取締役 昭和53年9月 当社代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役会長 平成18年10月 当社代表取締役会長兼社長 平成19年6月 当社代表取締役社長 平成27年11月 当社代表取締役社長兼海外事業本部長 平成28年12月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 株式会社幸楽苑代表取締役会長 株式会社デン・ホケン代表取締役会長 株式会社エフエム福島代表取締役会長 花春酒造株式会社代表取締役社長 株式会社ニイダホールディングス代表取締役社長</p>	26,300株
<p>[取締役候補者とした理由] 代表取締役で社長である新井田傳氏は昭和45年に当社を設立するとともに、当社グループの先頭になって指揮し、今日の成長・発展を実現しました。 当社を今日まで導いた業務経験と当社グループの経営全般さらには当業界のリーダーとして見識を持ち、当社を社会的有用なものとすることを使命として日々従事していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	に い だ のぼる 新 井 田 昇 (昭和48年8月2日生)	<p>平成9年4月 三菱商事株式会社入社 平成15年7月 当社入社 平成21年6月 当社総務部担当部長 平成26年4月 当社執行役員海外事業部長 平成26年6月 当社取締役海外事業本部長 平成27年6月 当社常務取締役海外事業本部長 平成27年11月 当社常務取締役経営管理本部長 平成28年12月 当社常務取締役経営管理本部長兼海外事業本部長 平成29年6月 当社代表取締役副社長海外事業部長 平成29年10月 当社代表取締役副社長海外事業室長 平成30年4月 当社代表取締役副社長（現任）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 株式会社幸楽苑代表取締役社長</p>	7,100株
<p>[取締役候補者とした理由] 新井田昇氏は入社以来、店舗運営、楽天(株)及びアリアケジャパン(株)へ出向、海外事業に携わり、平成26年に取締役に就任し、現在は代表取締役副社長として当社における豊富な業務経験と事業経営に関する見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	たけ だ のり ひさ 武田 典久 (昭和27年5月1日生)	平成7年4月 当社入社 平成8年3月 当社総務部長 平成10年6月 当社取締役総務部長 平成16年6月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長 平成23年6月 当社専務取締役管理本部長 平成27年4月 当社専務取締役管理本部長兼総務部長 平成27年11月 当社専務取締役 平成28年12月 当社専務取締役危機管理室長 平成30年4月 当社専務取締役(現任)	1,119株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>武田典久氏は入社以来、労務管理、総務等管理業務全般に携わり、平成10年に取締役に就任し、現在は専務取締役として、当社における豊富な業務経験、事業経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	わた なべ ひで お 渡辺 秀夫 (昭和27年1月13日生)	昭和50年4月 株式会社東邦銀行入行 平成17年6月 同行総務部長 平成19年6月 東邦信用保証株式会社常務取締役 平成23年5月 当社総務部長 平成24年2月 当社執行役員総務部長 平成24年6月 当社取締役総務部長 平成27年4月 当社取締役内部監査室長(現任)	1,400株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>渡辺秀夫氏は金融機関での経験及び当社入社以来、総務業務に携わり、平成24年に取締役に就任し、現在は取締役内部監査室長として当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
5	く ぼ た ゆう いち 久保田 祐一 (昭和38年3月20日生)	平成9年4月 当社入社 平成14年4月 当社経理部長 平成17年6月 当社執行役員経理部長 平成19年6月 当社取締役経理部長 平成26年6月 当社常務取締役経理部長 平成27年11月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 平成29年6月 当社常務取締役経理部長 平成29年10月 当社常務取締役財務経理部長(現任)	5,100株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>久保田祐一氏は入社以来、経理業務に携わり、平成19年に取締役に就任し、現在は常務取締役財務経理部長として当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	むろい かず のり 室井一訓 (昭和33年3月8日生)	平成2年7月 当社入社 平成18年6月 当社取締役経営企画室長 平成20年8月 株式会社四季工房出向 平成21年3月 同社取締役 平成25年4月 当社経営企画室長 平成25年6月 当社取締役経営企画室長 平成29年10月 当社取締役IR担当部長(現任)	1,010株
	[取締役候補者とした理由] 室井一訓氏は入社以来、経理、広報、経営企画業務に携わり、平成25年に取締役に就任し、現在は取締役IR担当部長として当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
7	すずき つね お 鈴木庸夫 (昭和22年8月17日生)	昭和41年4月 那須観光株式会社(現日本ビューホテル株式会社)入社 平成元年7月 日本ビューホテル株式会社取締役 平成15年7月 同社常務取締役 平成19年7月 同社専務取締役 平成25年7月 同社顧問 平成26年6月 当社取締役(現任)	0株
	[取締役候補者とした理由] 鈴木庸夫氏は、長年にわたり会社の経営者を務められており、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくと共に当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 鈴木庸夫氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 鈴木庸夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員の要件を満たしております。  
4. 鈴木庸夫氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
5. 当社は現行定款第25条の規定に基づき取締役候補者鈴木庸夫氏の選任をご承認いただいた場合は、責任限定契約を継続させていただく予定であります。当該責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任において、取締役の職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担するものであります。

## 第2号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は2015年6月18日開催の第45期定時株主総会において、株主の皆様から「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続」をご承認いただきました。現在の買収防衛策（以下、「本対応策」といいます。）の有効期限は、2018年6月の定時株主総会終結時までとなっております。つきましては引き続き当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本対応策の継続にあたり、文言の修正等、若干の見直しを行っておりますが、内容の実質的な変更はありません。

本対応策の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み）

### 1. 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の保有割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為を含みます。）をいいます。いずれについても買付、買増の方法の如何は問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、以下の者をいいます。

- (i) 当社株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいうものとします。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）
- (ii) 当社株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいうものとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

注2：保有割合とは、以下の割合をいいます。

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計各株券保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たって、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様の開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるといものです。大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

### (1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

### (2) 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）の提出を求めます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、情報提出依頼項目の主要なものは次のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む。）の詳細（具体的な名称、資本構成、財産内容等を含む。）
- ② 大規模買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む。）
- ③ 大規模買付の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- ④ 大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容）

- ⑤ 大規模買付行為により当社及び当社のステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
- ⑥ 大規模買付者が当社取締役会に提案する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 大規模買付の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提出いただいた情報を精査した結果、当該大規模買付提案の内容・効果を、株主の皆様及び当社取締役会が理解する上で不十分と認められる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示します。また、当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会の当該大規模買付提案への評価内容等は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示いたします。

### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内（対価を現金（円貨）のみとする買付の場合）または90日以内（その他の対価の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は後記4. (1)に記載する独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することも想定されますし、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為に対する後記(2)のケースの様な対抗措置は講じません。

仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であった場合も、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案の提示を行うことも想定されますが、株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身にご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合とは、具体的には次の①及び②の類型に該当するケースです。

- ① 次に掲げる行為により、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合
  - a 株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者に対して高値で買取を要求する行為
  - b 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な資産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者、その他等に移譲させる目的で行われる行為
  - c 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。

なお、当社取締役会が具体的な対抗措置のひとつとして株主の皆様へ新株予約権の無償割当を行う場合の新株予約権の概要は別紙1に記載のとおりです。

#### 4. 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続き

##### (1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたします。(独立委員会規程の概要につきましては別紙2に記載のとおりです。)独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者等から選任します。このたびの本対応策の導入継続に当たっての独立委員会の委員候補者は別紙3のとおりです。

##### (2) 対抗措置発動の手続き

前記3. (1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

一方、前記3. (2)に記載のとおり対抗措置をとる場合、並びに前記3. (1)ただし書きの記載に基づき例外的に対抗措置をとる場合には、その合理性・客観性を担保するために、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容及びその発動の是非について諮問するものとします。独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について前記2. (3)の取締役会評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を独立委員会の勧告内容と併せて株主の皆様にご覧に速やかに開示いたします。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

上記(2)に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、無償割当の中止、または無償割当後においては、当該新株予約権を当社が無償取得することにより対抗措置の停止を行うことができるものとします。(なお、上記のとおり、当該新株予約権を当社が無償取得した場合、当社は、同新株予約権を速やかに消却することといたします。)

このような対抗措置の停止または変更を行う場合は、速やかに開示いたします。

### (4) 取締役の行動規範

取締役会は、大規模買付ルールを適用するに当たり、行動規範として次の各項を遵守します。

1. 取締役会は、大規模買付ルールの公正な適用に努めます。
2. 取締役会は、大規模買付者からの大規模買付提案を真摯に検討します。
3. 取締役会は、大規模買付者との交渉は真摯に行います。
4. 取締役会は、大規模買付行為に関する一連の過程を適時適切に開示し、取締役会としての意見、評価または判断を付し、株主に対する説明責任を果たします。
5. 取締役会は、独立委員会の独立性を実質的に担保します。
6. 取締役会は、取締役会が下した判断に対し、最終的な責任を負います。



## 5. 本対応策が株主及び投資家の皆様に与える影響

### (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報を提供し、株主の皆様が当社取締役会が提示する代替案等を検討する機会を留保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断していただくことが可能となります。大規模買付ルールは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益の確保に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及び本対応策に基づく当社の開示情報にご注意下さい。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として前記3.のとおり対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを選定した場合、適用ある法令、当社が上場する東京証券取引所の上場規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて無償で新株予約権の割当を受けることとなります。その後当社が新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するために格別の不利益は発生しません。ただし、割当期日において当社の最終の株主名簿に記載または記録されていない株主の皆様に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引換えに当社株式を受領されることに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行の中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、及び当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株当たりの株式の価値の希薄化は生じませんが、上記のような場合に、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買等を株主または投資家の皆様が行うと、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当がなされる場合には、割当期日における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の有償取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込などの手続きは必要となりません。

株主の皆様が、新株予約権の割当を受けるためには、新株予約権の割当期日までに、当社の株主名簿に記載または記録される必要があります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を実施する際に、法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則に基づき別途お知らせします。

(4) 新株予約権の譲渡制限

対抗措置として、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権に譲渡制限を付すことを想定しているため、新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認が必要になりますが、当社取締役会は大規模買付者による譲渡及び大規模買付者に対する譲渡以外は原則として譲渡を認める方針であるため、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。

## 6. 本対応策の適用開始、有効期限、継続及び廃止

本対応策は、2018年5月11日に開催された当社取締役会において、本年6月19日の本定時株主総会で承認されることを条件に発効することとして、決議いたしました。本定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本対応策の有効期間は、3年間（2021年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）といたします。以降、本対応策の継続（一部修正した上での継続を含みます。）に関しましては、その後の定時株主総会の承認を経ることといたします。

当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、またはこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で本対応策を修正または変更する場合がございます。

また、本対応策はその有効期間中であっても、株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で、本対応策は廃止されるものとします。

当社は本対応策の継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

## 7. 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

### (1) 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社の支配に関する基本方針）の要旨は、当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないというものです。

本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解しているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様へ開示いたします。

従いまして、本対応策は会社の支配に関する基本方針に十分沿うものと判断いたします。

なお、当社の「株式会社の支配に関する基本方針」の内容は、事業報告の18ページから21ページに記載しておりますのでご参照下さい。

(2) 本対応策が当社の株主の皆様のご利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様のご利益を損なわないよう配慮して設計しており、本対応策が株主の皆様のご利益を損なうものではないものと判断しております。

(3) 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続または廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために独立委員会のシステムを導入しております。

以上により、本対応策が当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっているものと判断いたします。

(4) その他

2018年3月末日現在における当社株主の状況は、別紙4のとおりであります。当社がチェーンストアとして出店エリアを拡大し事業を展開している地域は国内29都道府県とタイ王国であり、一方当社株主の地域分布は、国内47都道府県にわたり広く分布しております。大規模買付行為は、当社の経営の重大な転機となり得るものであり、個人株主の皆様にとって極めて関心の高い事項です。特に、当社の株主数の98.8%を占める個人株主（当社関係者を除く。）の皆様のご立場に立ち、必要かつ十分な情報が迅速かつ分かり易く提供されるべきであると考えます。このような情報提供を大規模買付者に促し、かつ当社取締役会の判断を併せて提示することで、株主の皆様にご利益に当該大規模買付行為を適正に評価いただき、各々の株主の皆様にご利益のいく結論を下していただけるものと判断いたします。

以 上

(別紙 1)

## 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法  
当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、当社の保有する当社株式を除く。）1株につき新株予約権1個以上の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割当るものとする。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがあるものとする。
4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は1円とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者に属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 当社による新株予約権の取得  
当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き換えに本新株予約権1個につき当社の普通株式または金銭等を交付することができるものとする。  
なお、大規模買付者に対しては、2008年6月30日付企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の報告の内容の趣旨を尊重し、金員等の交付を行わないものとし、それによって、大規模買付者が損害を被った場合であっても、当社は大規模買付者に対して賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。  
また、当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
本新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

(別紙2)

## 独立委員会規程の概要

### 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置されるものとする。

### 2. 構成

- (1) 独立委員会の構成員数は、3名以上とする。
- (2) 委員の選定にあたっては、当社の業務遂行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者等から選任するものとする。
- (3) 委員の選定にあたっては、当社の大株主（その役職員を含む。）、当社グループ会社の役職員である者または役職員であった者、当社の取引先（その役職員を含む。）、当社と既に顧問契約等を締結している者（法人の場合はその役職員）は除外するものとする。
- (4) 社外有識者を委員とする場合には、当社に対する善管注意義務等を定めた契約を当社との間で締結するものとする。

### 3. 任期

各委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会の終了時までとし、各委員の再任はこれを妨げないものとする。

### 4. 役割

- (1) 独立委員会は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（本対応策）に基づく内容に関し当社取締役会から諮問のある事項について、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い勧告内容を協議し、その理由を付して取締役会に勧告するものとする。

独立委員会は、本対応策に定める大規模買付者に提供を求める大規模買付情報に関し、当該勧告を行うのに情報が不十分であると判断する場合には、当社取締役会を経由して、大規模買付者に対し追加情報の提供を求めることができるものとする。

- (2) 独立委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他外部の専門家に対して検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

### 5. 招集

独立委員会は、これを当社取締役会が招集する。なお、独立委員会の各委員は取締役会による招集とは別に、独立委員会を招集することができるものとする。その場合、独立委員会の招集をかけた委員は、独立委員会を開催する旨を当社取締役会に事前に連絡するものとする。

### 6. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

以上

(別紙3)

独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

独立委員会の委員は、以下の当社社外取締役及び社外監査役の4名を予定しております。

鈴木庸夫氏（再任）

1966年4月 那須観光株式会社（現日本ビューホテル株式会社）  
入社  
1989年7月 日本ビューホテル株式会社 取締役  
2003年7月 同社 常務取締役  
2007年7月 同社 専務取締役  
2013年7月 同社 顧問  
2014年6月 当社 社外取締役（現任）  
2015年6月 当社 独立委員会委員（現任）

前田昭氏（再任）

1966年4月 株式会社毎日新聞入社  
1992年10月 同社 総合メディア本部情報開発部長  
1996年10月 同社 東京本社マーケティング本部長  
1999年7月 株式会社テレビユー福島入社  
2002年6月 同社 取締役事業局長  
2009年6月 同社 退社  
2010年6月 当社 社外監査役（現任）  
同 当社 独立委員会委員（現任）

星野昌洋氏（再任）

1968年4月 株式会社横浜銀行入行  
1995年6月 同行 総務部長  
1997年6月 同行 取締役横須賀支店長  
1998年11月 同行 退任  
同 預金保険機構入構  
2001年6月 株式会社朋栄 代表取締役社長  
同 群栄化学工業株式会社 監査役  
2003年6月 株式会社横浜みなとみらい21 常勤監査役  
2010年6月 群栄化学工業株式会社 監査役退任  
2012年6月 当社 社外監査役（現任）  
同 当社 独立委員会委員（現任）

石 田 宏 寿 氏 (再任)

1970年 4月	学校法人大谷大学 勤務
1972年 4月	学校法人尚志学園 尚志高等学校 教諭
1986年 4月	学校法人郡山開成学園郡山女子大学 講師
1996年 9月	法輪山道因寺 住職 (現任)
2000年 4月	学校法人尚志学園 理事
2004年 5月	財団法人太田綜合病院 評議委員 (現任)
2004年10月	郡山市教育委員会 委員長
2005年 4月	財団法人福島県青少年教育振興会 理事
2005年 5月	財団法人総合南東北病院 監事 (現任)
2012年 6月	当社 社外監査役 (現任)
同	当社 独立委員会委員 (現任)

- (注) 1. 鈴木庸夫氏、前田昭氏、星野昌洋氏及び石田宏寿氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木庸夫氏、前田昭氏、星野昌洋氏及び石田宏寿氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。

以 上



(別紙4)

当社株主の状況 (2018年3月末日現在)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 16,774,841株 |
| 3. 株主数      | 21,628名     |
| 4. 単元株式数    | 100株        |
| 5. 大株主の状況   |             |

株主名	所有株式数	所有株式数の割合
株式会社ニイダホールディングス	2,468千株	16.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	668	4.42
日東富士製粉株式会社	445	2.95
株式会社東邦銀行	401	2.65
アサヒビール株式会社	337	2.23
幸楽苑従業員持株会	304	2.01
株式会社大東銀行	266	1.76
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	249	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	238	1.58
サッポロビール株式会社	180	1.19

(注) 所有株式数の割合は、自己株式(1,681,991株)を控除して計算しております。

6. 所有者別状況

所有者区分	株主数	株主数の割合	所有株式数	所有株式数の割合
政府及び地方公共団体	一名	—%	一株	—%
金融機関	銀行	4	885,085	5.28
	信託銀行	16	1,915,000	11.42
	生命保険会社	6	143,299	0.85
	損害保険会社	1	75,289	0.45
	その他金融機関	1	100	0.00
	小計	28	0.13	3,018,773
証券会社	22	0.11	79,758	0.47
その他の法人	141	0.65	4,084,255	24.35
外国法人等	74	0.34	324,631	1.93
(うち個人)	13	0.06	3,800	0.02
(うち個人以外)	61	0.28	320,831	1.91
個人その他	21,362	98.77	7,585,433	45.22
自己名義株式	1	0.00	1,681,991	10.03
合計	21,628	100.0	16,774,841	100.00

以上

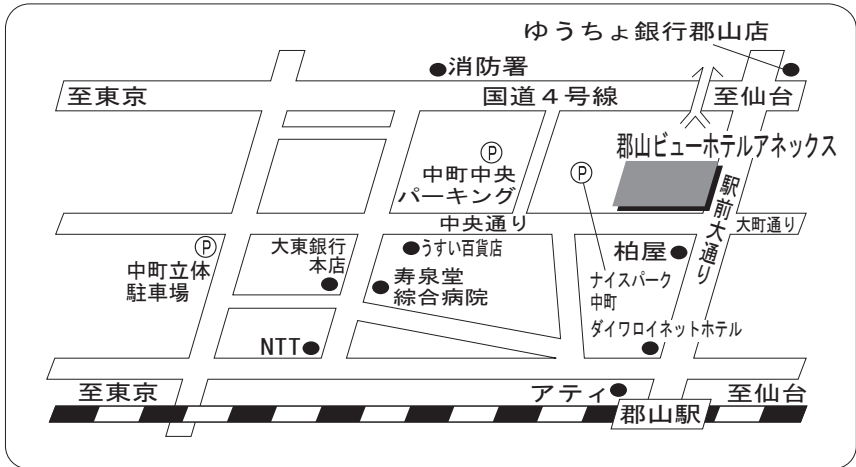


## 株主総会会場ご案内図

福島県郡山市中町10番10号

郡山ビューホテルアネックス 4階

電話 (024) 939-1111



JR郡山駅より徒歩5分

※本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。